

発議第 11 号

高木忠幸上下水道事業管理者に対する問責決議について

下記の決議を、伊賀市議会会議規則第 14 条の規定により提出する。

令和 5 年 12 月 22 日提出

提出者 伊賀市議会議員

宮崎 栄樹

森中 秀哲

記

高木忠幸上下水道事業管理者に対する問責決議

高木忠幸上下水道事業管理者においては、去る12月12日の一般質問において市議会議員の質問に対して繰り返し答弁を拒否した。その後、市議会議長が議会運営委員会の協議結果を踏まえて、「上下水道事業管理者に対し誠実な対応を求めます」と要請したが、聞き入れることなく不誠実な姿勢を改めることがなかった。

伊賀市議会会議規則第64条には、「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる。」と議員に質問権を認めており、市民から負託を受けた市議会議員の質問については誠実かつ丁寧に答弁することは執行部として当然の義務である。特に高木管理者においては、法令遵守への認識が厳しく問われており、議会制民主主義への基礎的な理解も著しく不足していると言わざるを得ない。

よって、本市議会は高木忠幸上下水道事業管理者に対し猛省を促すとともに、その責任を強く問うものである。

以上、決議する。

令和5年12月22日

三重県伊賀市議会